

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第60号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(生活相談員の職務)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号）第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームをいう。）</u>にあつては、主任支援員が前2項に規定する職務を行うものとする。</p>	<p>(生活相談員の職務)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。）</u>、<u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）</u>又は<u>指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号）第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）</u>の事業を行う養護老人ホームで生活相談員を置いていないものにあつては、主任支援員が前2項に規定する職務を行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。